

掲載等許可に関するよくあるご質問

【申請書について】

Q. 責任者と実際の制作者が異なる場合、どちらの名義で申請すればよいですか？

A. 申請内容について責任を持たれる方であれば、いずれでも構いません。

例えば、テレビ番組であれば放送局でも制作会社でも、書籍であれば出版社でも執筆者個人でもお手続きいただけます。

なお、申請内容についてお問い合わせさせていただく場合がありますので、担当者がいらっしゃる場合はその方のご連絡先も併記していただきますようご協力をお願いいたします。

Q. 使用日など詳細は未定ですが、あらかじめ申請しておくことはできますか？

A. 許可手続きにあたり使用形態や予定日を確認させていただいており、未定でのご申請は手続きを進めることができかねます。

ご予定が固まりましたらご申請いただきますようお願いいたします。

【著作権について】

Q. 著作権の保護期間満了はどのように確認すればよいですか？

A. 著作権法が規定する保護期間は、個人の著作物の場合は著作者の没後 70 年経過するまで、団体名義や無名の著作物の場合は公表後 70 年経過するまでとなっています。

ただし、現在の取扱いでは、1967（昭和 42）年以前に著作者が没している（団体名義や無名の場合は公表されている）著作物は保護期間が満了していることとされていますので、インターネット調査や文献調査などで没年や公表年をお調べください。

また、写真については、1957（昭和 32）年までに公表されていれば、著作者の没年に関わらず保護期間が満了しています。

<参考>

リサーチ・ナビ「著者の没年を調べる」

https://rnavi.ndl.go.jp/research_guide/entry/theme-honbun-100009.php

Q. 没年を調査したが不明の場合はどうすればよいですか？

A. 没年が不明であっても、例えば 1800 年代前半の人物など、明らかに 1967（昭和 42）年以前に亡くなっている場合は保護期間満了と考えて差し支えありません。

1968（昭和 43）年以降も存命であった可能性がある人物の場合は、著作権保護期間中として取扱わせていただいておりますので、著作権継承者にご連絡を取っていただくか、文化庁の裁定制度のご利用をご検討ください。

<参考>

著作権者不明等の場合の裁定制度（文化庁）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/

【クレジット表示について】

Q. クレジットは使用する資料と同じ画面やページに表示する必要がありますか？

A. 具体的な表示方法や文言は申請者にお任せしておりますので、必ずしも同じ画面やページでなくても構いません。

例えば、テレビ番組であればエンドロール、書籍であれば巻末の「資料提供一覧」のようなページでの表示でも差し支えありません。